

審議会での指摘事項への対応について

1. 「t」のフォントについて

指摘内容：トンの表記について「+」は「t」と記載すべき

変更内容：フォントは「UD デジタル教科書体」を使用しており、「UD」はユニバーサルデザインの略のため、本来、どなたでも読みやすいフォントであることやデジタル教科書用ということもあり、採用したものです。

今回のご指摘いただいた「t」の部分に関しては「BIZ UDP ゴシック」に改めます。

2. 焼却残灰（10 ページ）の記載

指摘内容：以下の焼却残灰に関する記載がわかりづらい。

変更内容：以下のように改めました。

●変更前

さらに、令和3年度からは東京たま広域資源循環組合での飛灰受け入れが、今までのような飛灰の固化処理を行わず、ジェットパッカー車による受け入れが可能になったため、焼却残灰の重量が減少しました。

○変更後

さらに、令和3年度からは焼却残灰の搬出処理方法を一部変更し、灰を薬剤により固める処理（固化処理）を行わずに資源化処理施設に搬出できるようになったため、焼却残灰の搬出量が減少しました。

3. 不燃性残渣（59 ページ）の記載

指摘内容：不燃性残渣が埋立処分されている旨の記載がいつの時点かわからない。

変更内容：ごみゼロプランの作成当時の記載のため、「不燃性残渣は埋立処分されています。」の後に「(平成 27 年度時点)」という言葉を追記します。

以下、変更後の記載

日野市を含む多摩地域 25 市 1 町の自治体から排出される処理残渣は、日の出町にある「ニツ塚最終処分場」に搬入されています。処理残渣のうち焼却灰は、同敷地内にある「東京たまエコセメント化施設」にて 100%資源化されていますが、不燃性残渣は埋立処分されています。（平成 27 年度時点）

ニツ塚最終処分場の埋立容量がなくなった場合、次の処分場を建設することは困難とされています。そのため、最終処分量の目標をゼロとしつつ、埋立処分が発生する場合は、「東京たま広域資源循環組合」による広域的な連携のもと、適正な処分を進めることとします。

また、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域で適正なごみ処理に支障が生じた場合は、ごみ処理の相互支援を積極的に実施します。